

年金積立金管理運用独立行政法人中期計画

令和2年3月31日付厚生労働省発年0331第15号認可
変更：令和5年1月25日付厚生労働省発年0125第4号認可

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき令和2年3月6日付けをもって厚生労働大臣から指示があった令和2年4月から令和7年3月までの期間における年金積立金管理運用独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を達成するため、同法第30条第1項の規定に基づき、中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。

令和2年3月26日

年金積立金管理運用独立行政法人
理事長 高橋 則広

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針

（1）年金積立金の管理及び運用の基本的な方針

年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的として、関係法令及び中期目標の定めるところに基づき行う。

また、「積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようとするための基本的な指針」（平成26年総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省告示第1号）の内容に従って年金積立金の管理及び運用を行う。

このため、リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産への分散投資を基本として、管理運用主体（管理運用法人、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。以下同じ。）が共同して、積立金の資産の構成の目標（以下「モデルポートフォリオ」という。）を定め、これを参照して、長期的な観点からの資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を策定し、年金積立金の運用を行う。

なお、その際には、年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針を策定し、公表するとともに、経済環境が激しく変化することを踏まえ、適時適切にその内容について検討を加え、必要に応じて速やかに見直しを行う。

（2）年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項

① 受託者責任の徹底

慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底する。

② 市場及び民間の活動への影響に対する考慮

年金積立金の運用に当たっては、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するとともに、情報発信を含む自らの行動が市場に過大なインパクトを与えることで、結果的に自ら不利益を被ることがないよう、十分留意する。

また、企業経営等に直接的かつ過大な影響が及ばないよう十分に考慮し、以下の点について配慮する。

- i 運用受託機関ごと（自家運用を含む。）に同一企業発行有価証券の保有について制限を設ける。
- ii 株式運用において個別銘柄の選択は行わない。

（3）他の管理運用主体との連携

他の管理運用主体に対して必要な情報の提供を行う等、相互に連携を図りながら協力するよう努める。

2. 国民から一層信頼される組織体制の確立及び業務運営の透明性の確保

経営委員会は、管理運用法人の重要事項について議決し、その方針に沿って、理事長を始めとした役職員が与えられた裁量権限と責任の下で専門性を發揮し、適切に業務を執行するよう、役員の職務の執行の監督等の業務を行う。監査委員会は、コンプライアンスの徹底、業務執行の手続の適正性及びリスク管理等の観点から、経営委員会と連携をとって監査等を行うとともに、必要に応じて経営委員会に対して意見を提出する。

また、理事長は、合議制の経営委員会の一員として意思決定に参加するとともに、管理運用法人を代表し経営委員会の定めるところに従って管理運用法人の業務を総理する。管理運用業務担当理事は、経営委員会の定めるところにより、経営委員会の会議に出席し、管理運用業務に関し意見を述べることができる。

このように、意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等が、適切に役割分担及び連携を図ることにより、自律的なP D C Aサイクルを十分機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努める。また、経営委員会の判断事例の蓄積を活用して、経営委員会の議決事項を整理し、規程化するなど、ガバナンス改革の趣旨に沿って、透明性向上に資する一層の取組を強化する。

役職員の業務運営への積極的な関与を促進するため、役職員意識調査を年1回実施し、改善を図るような仕組みを検討・構築する。

3. 基本的な運用手法及び運用目標

（1）基本ポートフォリオに基づく運用

年金積立金の運用は、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第2条の4第1項及び国民年金法（昭和34年法律第141号）第4条の3第1項に規定する財政の現況及び見通しを踏まえ、長期的に積立金の実質的な運用利回り（積立金の運用利回りか

ら名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。) 1. 7%を最低限のリスクで確保することを目標とし、この運用利回りを確保するよう、年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの基本ポートフォリオを定め、これを適切に管理する。

利子や配当収入を含め、世界経済の成長の果実を長期的かつ安定的に獲得するとともに、リスク管理の観点から、資産や地域等を分散させた長期国際分散投資を基本とする。

その際、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮する。

(2) ベンチマーク收益率の確保

各年度における資産全体及び各資産ごとのベンチマーク收益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各々のベンチマーク收益率を確保する。

ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等を勘案しつつ適切な市場指標を用いる。

パフォーマンス評価に当たっては、ベンチマーク收益率をもとに適切な方法を用いるとともに、その結果を経営委員会に報告する。その際、資産配分効果、ベンチマーク選択効果、ファンド選択効果等、できる限り投資行動に沿った要因分解を行い、投資行動のP D C Aサイクルが回るように努める。

(3) モデルポートフォリオの策定

他の管理運用主体と共同して、モデルポートフォリオを策定する。

(4) モデルポートフォリオの見直し

モデルポートフォリオ策定時に想定した運用環境が現実から乖離し、又は大きく変化する可能性がある等、経営委員会がその必要性を認めるときは、他の管理運用主体と共同して、モデルポートフォリオに検討を加え、必要な修正を行う。このようなモデルポートフォリオの検証は、基本ポートフォリオの検証において必要と判断されたときに実施する。

(5) 基本ポートフォリオの基本的考え方

経営委員会が策定する基本ポートフォリオは、モデルポートフォリオを参照し、運用の目標に沿った資産構成割合とし、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮して、フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から策定する。

その際、名目賃金上昇率からの下振れリスクが全額国内債券運用の場合を超えないこととともに、株式等は想定よりも下振れ確率が大きい場合があることも十分に考慮する。また、予定された積立金額を下回る可能性の大きさを適切に評価するとともに、より踏み込んだ複数のシナリオで実施するなど、リスクシナリオ等による検証を行う。

(6) 基本ポートフォリオ

① 資産区分ごとの構成割合と乖離許容幅

基本ポートフォリオを構成する資産区分については、国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式とし、基本ポートフォリオ及び乖離許容幅を次のとおり定める。

なお、以下に定める基本ポートフォリオへ移行するまでの間、乖離許容幅を超過することについては許容するものとする。

	国内債券	外国債券	国内株式	外国株式
資産構成割合	25%	25%	25%	25%
乖離許容幅	±7%	±6%	±8%	±7%
	±11%		±11%	

(注) 為替ヘッジ付き外国債券及び円建ての短期資産については国内債券に区分し、外貨建ての短期資産については外国債券に区分する。

② 乖離許容幅の考え方

経済環境や市場環境の変化が激しい昨今の傾向を踏まえて、基本ポートフォリオの乖離許容幅の中で市場環境の適切な見通しを踏まえ、機動的な運用ができるることとする。ただし、その際の見通しは、合理的な根拠を持つものでなければならない。

③ オルタナティブ資産運用の在り方

オルタナティブ資産（インフラストラクチャー、プライベートエクイティ、不動産その他経営委員会の議を経て決定するもの）は、リスク・リターン特性に応じて国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に区分し、資産全体の5%を上限とする。ただし、経済環境や市場環境の変化によって5%の上限遵守が困難となる場合には、経営委員会による審議・議決を経た上で、上振れを容認する。

(7) 基本ポートフォリオの見直し

市場動向を踏まえた適切なリスク管理等を行い、基本ポートフォリオの検証は中期目標期間中に適時適切に実施するほか、策定期に想定した運用環境が大きく変化する可能性がある等経営委員会が必要と認めるときは、中期目標期間中であっても、見直しの検討を行い、必要に応じて速やかに修正を行う。なお、市場への影響等に鑑み必要があると認めるときは、ポートフォリオを見直し後の基本ポートフォリオに円滑に移行させるため、移行ポートフォリオ（基本ポートフォリオを実現するまでの経過的な資産の構成をいう。）を策定する。

(8) 年金給付のための流動性の確保

年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。

その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するため、市場動向の把握・分析や短期借入の活用等必要な機能の強化を図る。

4. 運用の多様化・高度化

(1) 運用手法

運用手法については、新たな手法の導入等に伴い経営委員会が重要事項と判断する事項についてその審議を経て議決を行うなど、経営委員会による適切な監督の下で、適切

なりリスク管理を行う。

運用に当たっては、原則としてパッシブ運用と超過収益の獲得を目指すアクティブ運用を併用する。ただし、アクティブ運用については、定量的な実績を勘案した定性評価に基づき、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ることを前提に行うとともに、スタイル分散を図る等アクティブ運用機関のマネジャー・ストラクチャーを管理する。また、平成30年度より導入している新実績運動報酬体系等を通じて、アクティブ運用受託機関とのアライメント強化とアクティブ運用受託機関のセルフガバナンス向上を図る。

ベンチマークについては、伝統的な時価総額型インデックスのみならず、幅広い観点から検討するとともに、ベンチマークにより難いオルタナティブ資産の評価については、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見に基づき評価方法を明らかにする。

また、インデックス・ポスティングを通じて、ベンチマークとなり得る様々なインデックスに関する情報収集・分析を継続的に行う。

(2) 運用対象の多様化

運用対象については、第1の1の基本的な方針に基づき、分散投資を進めるため、オルタナティブ投資などその多様化を図る。運用対象の追加に当たっては、被保険者の利益に資することを前提に、経営委員会において幅広に検討を行う。

オルタナティブ投資については、伝統的資産との投資手法の違いや、市場性や収益性、個別性、取引コストや情報開示の状況などの固有のリスク等があることを踏まえ、高い専門性を有する投資フロント人材の確保及び外部アドバイザーの活用により良質な案件の選定力を高めるとともに、ミドル機能及びバック機能の充実による体制整備を図る。また、各資産の収益力の安定性や超過収益力、流通市場の整備を含む市場環境の整備などのオルタナティブ資産固有の考慮要素について十分に検討した上で取組を進める。この間、リスク管理及び超過収益の安定的確保の観点からの検証を継続的に行い、その検証結果を十分に踏まえながら慎重な取組を進める。

加えて、個別性の高いオルタナティブ投資に対して適時適切に対応できるよう、法務機能の拡充・強化を図る。

5. 運用受託機関等の選定、評価及び管理

運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進めるとともに、定期的に運用受託機関等の評価を行い、資金配分の在り方等を含め、適時に見直す。また、運用受託機関の選定に当たっては、個別運用機関ごとの評価だけでなく、スタイル分散等のマネジャー・ストラクチャーについても勘案する。

超過収益の獲得やスチュワードシップ活動など、より付加価値の高い運用受託機関等の採用に向けた評価手法の高度化を図るとともに、運用の高度化・多様化に対応した、より柔軟かつ質の高い資産管理機関の利用及び運用データの利活用の促進を図る。

また、運用フロントの専門性を最大限発揮させるためのミドル・バック体制の強化を図る。

6. リスク管理

(1) 年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理

リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を適切に行う。リスク管理の状況については、理事長から経営委員会に対して定期的に報告し、経営委員会においても適切にモニタリングを行う。

また、具体的なリスク管理の方法については、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関並びに自家運用について、以下によることとする。

① 資産全体

基本ポートフォリオを適切に管理するため、年金積立金の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握するとともに、必要な措置を講ずる。

また、適切かつ円滑なリバランスを実施するため、市場動向の把握・分析等を行うとともに、資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度についての分析及び評価並びに各年度の複合ベンチマーク収益率との乖離要因の分析等を行う。

② 各資産

市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を管理する。また、外国資産については、カントリーリスクも注視する。

③ 各運用受託機関

運用受託機関に対し、運用目標、運用手法、リスク指標、ベンチマーク等に関する運用ガイドラインを示すとともに、各社の運用状況及びリスク負担の状況や運用体制の変更等を把握し、適切に管理、評価する。また、運用受託機関の運用スタイル分散を図る等マネジャー・ストラクチャーについて適切な管理を行う。

④ 各資産管理機関

資産管理機関に対し、資産管理の目標、管理手法、体制等に関する資産管理ガイドラインを示すとともに、各機関の資産管理状況や資産管理体制の変更を把握し、適切に管理及び評価する。また、BCP等の観点から資産管理機関の複数化を進めるとともに、運用の高度化・多様化に対応した資産管理の体制整備を進める。

⑤ 自家運用

運用目標、運用手法、リスク指標、ベンチマーク等に関する運用ガイドラインを定め、適切に管理する。

⑥ トランジションマネジメント

資産配分変更、ベンチマーク変更、マネジャー変更等、様々な投資動機に伴い発生する資金移動のコストを適切に管理する体制及び仕組みの整備を行う。

(2) リスク管理・内部牽制機能強化のための体制整備等

運用資産が増大し、オルタナティブ投資も本格化する中で、ポートフォリオ全体のリスク管理を適切に行う観点から、統合的かつ複眼的なリスク管理を進めるとともに、ミ

ドル・バック機能の充実・強化を図り、牽制体制を多重化するなど、運用リスクを適切に管理するための体制を整備する。

また、リスク管理の高度化を推進する観点から、投資判断用データベースの構築や各種ツールの整備を一層進めるとともに、気候変動リスク分析や長期の多期間シナリオ分析など、長期投資の視点からのリスク管理手法の調査・研究を進める。

さらに、業務リスクのP D C Aサイクルを着実に実行し、事案発生時の適切な対応を促すとともに、内部牽制機能の強化を図るため、法務機能の拡充・強化を図る。

7. スチュワードシップ責任を果たすための活動

企業経営等に直接影響を与えることを避ける趣旨から、株主議決権の行使は直接行わず、運用を委託した民間運用機関等の判断に委ねる。ただし、管理運用法人としてのスチュワードシップ責任を果たすための活動（以下「スチュワードシップ活動」という。）を一層推進する観点から、運用受託機関への委託に当たっては、長期的な投資収益の向上につながるE S G（環境、社会、ガバナンス）の重要性を踏まえ、効果的なエンゲージメントを行う。その際、運用受託機関による議決権行使を含むスチュワードシップ活動が、専ら被保険者の長期的な投資収益の向上を目指すものであることを明確化する。また、スチュワードシップ活動の効果の評価については、管理運用法人と運用受託機関との双方向のコミュニケーションによるエンゲージメント等を通じながら検討することとし、スチュワードシップ活動状況については「スチュワードシップ活動報告」をとりまとめ、経営委員会へ報告する。

「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》を踏まえ、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」に沿った対応を行う。

8. E S Gを考慮した投資等

年金積立金の運用において、投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要であるとの考え方を踏まえ、被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、財務的な要素に加えて、非財務的要素であるE S G（環境、社会、ガバナンス）を考慮した投資を推進するとともに、その効果を継続的に検証していく。

取組が先行している株式運用以外においても、各資産ごとに異なる特性などを踏まえながら、E S Gを考慮した取組を進める。

9. 情報発信・広報及び透明性の確保

国民の関心等に応じて戦略的に情報発信や広報活動の在り方を検討し、専門家のみならず国民やメディアに対する情報発信や広報活動の一層の充実に継続的に取り組むとともに、その評価や効果の把握・分析に努める。

年金積立金の管理及び運用に関して、各年度の管理及び運用実績の状況（運用資産全体の状況、運用資産ごとの状況、各運用受託機関等の状況、管理運用委託手数料、運用受託機関等の選定等を含む。）等について、毎年1回（各四半期の管理及び運用実績の状況（運用資産全体の状況及び運用資産ごとの状況を含む。）等については四半期ごとに）ホームページ等を活用して迅速に公表する。

また、管理運用法人が、数十年の投資期間を有する超長期投資家であり、かつ、今後数十年にわたり積立金が大きく積み上がっていく可能性が大きい、という特性を有する

ことを踏まえ、そのるべき運用の姿について多面的な観点（長期国際分散投資の必要性、オルタナティブ投資の意義、スチュワードシップ活動やESG投資の考え方等）から国民の理解を得られるよう、分かりやすい情報発信の在り方について検討を深める。

その際、管理運用法人のホームページや業務概況書等の一層の充実を図るほか、役員の講演等を含め案件の性格に応じた効果的な情報発信を工夫する。

こうした広報の取組については、定期的に検証等を行い、その結果を踏まえて、取組内容を継続的に改善する。

さらに、経営委員会が重要事項と判断する事項については、経営委員会の審議を経て議決を行うなど、経営委員会による適切な監督の下で、その透明性を確保するとともに、経営委員会の審議の透明性の確保を図るため、議事録等及び議事概要をそれぞれ厚生労働省令（年金積立金管理運用独立行政法人の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成18年厚生労働省令第60号））で定める期間の経過後速やかに公表する。

加えて、管理運用法人が行う年金積立金の管理及び運用の透明性を更に高めるため、保有する全ての有価証券の銘柄名（債券については発行体名）と当該有価証券の時価総額を公表する。併せて、オルタナティブ投資の投資案件についても、できるだけ分かりやすい形での情報開示を進めるとともに、運用会社等に対して支払っている実質的な費用について、できる限り詳細なレベルで把握した上で、適切な情報開示の在り方を検討する。その際、運用会社等との契約内容にも配慮する。

これらの情報公開に当たっては、市場への影響に留意する。

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとするべき措置

1. 効率的な業務運営体制の確立

業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、他の民間金融機関等の例も参考にしつつ、組織編成及び管理部門を含む各部門の人員配置を実情に即して見直すとともに、業務運営の高度化・効率化のために、AI、RPA等の先進技術を積極的に活用する。その際、人員の増員を含む組織体制の拡大を行う場合には、経営委員会の関与の下で、その必要性等の精査を十分に行った上で進める。

また、経費節減の意識及び能力・実績を反映した業績評価等を適切に行う。

2. 業務運営の効率化に伴う経費節減

中期目標期間中、一般管理費（システム関連経費、人件費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、運用指針利用料、人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計について、令和元年度を基準として、高度専門人材の確保を始め、運用の高度化・多様化等に対応するために新規に追加されるものや拡充される分を除き、毎年度平均で前年度比1.24%以上の効率化を行う。新規に追加されるものや拡充される分は翌年度から1.24%以上の効率化を行う。

新規に追加されるものや拡充される分を含む経費全般について、予算の適正な執行及び必要に応じて適切な見直しを行うPDCAサイクルの取組を強化するとともに、これらの取組については、経営委員会で定期的に議論し、必要な場合は見直す。

人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応していく。その際、高度専門

人材の確保を始め、運用の高度化・多様化やリスク管理の強化等に的確に対応できるよう、必要な人員体制を確保する。

また、給与水準については、国家公務員の給与、金融機関等の民間企業の給与、管理運用法人の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、手当を含め役職員給与について検証した上で、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。その際、高度専門人材の報酬水準については、第9の1により対応する。

なお、管理運用委託手数料については、新実績連動報酬制度の導入による運用実績に応じた手数料の増減や各資産別の運用資産額の増減等、収益との対比や要因分解等を行い、効率的かつ合理的な水準となるよう努める。

3. 契約の適正化

公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）により管理運用法人が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。

4. 業務の電子化等の取組

業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、ITの活用や電子化等を推進する。具体的には、事務の軽減・効率化等に資する情報システムの整備や専門能力を持った外部リソースの積極的な活用等により、法人の業務運営の効率化を図る。

また、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

さらに、これらの取組を推進するため、IT専門人材の育成・採用に努める。

第3 財務内容の改善に関する事項

「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による適正かつ効率的な運営を行う。

第4 予算、収支計画及び資金計画

1. 予算

別表1のとおり

2. 収支計画

別表2のとおり

3. 資金計画

別表3のとおり

第5 短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額

20,000億円

2. 想定される理由

予見し難い事由による一時的な資金不足等に対応するため。

第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

第7 第6の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第8 剰余金の使途

なし

第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 高度専門人材の確保、育成、定着等

(1) 高度で専門的な能力を必要とする業務等を明らかにするとともに、その人材の受入れに伴う環境整備を行う。

また、高度専門人材の管理運用法人に対する貢献を維持するため、業績評価を定期的に行うとともに、必要な場合には、雇用関係の見直しを可能とするなど、人材の適時適切な配置を行う。

さらに、高度専門人材のノウハウや活動成果を管理運用法人の役職員に還元すること等を通じて、業務遂行能力の向上を目指す。

なお、高度専門人材の報酬水準については、その報酬体系を成果連動型とすることや民間企業等における同様の能力を持つ人材の報酬水準と比較するなどにより、その適切な在り方を検討する。その結果については、国民に分かりやすく説明を行う。

これらの取組を通じて、運用の高度化・多様化等に伴う高度専門人材の確保・育成・定着を図る。

(2) 職員の資質の向上を図る観点から、資産運用等の分野に係る専門的、実務的な研修を実施するほか、当該分野等の資格取得を積極的に支援する。また、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」(平成26年9月2日総務大臣決定)を踏まえ、専門人材を戦略的に確保及び育成するための人材確保・育成方針を策定するとともに、研修制度の充実や人材マップの作成等を進めることにより、人材育成・強化を図る。

2. 調査研究

年金積立金の管理及び運用に関する調査研究について、将来にわたって年金積立金の管理及び運用を安全かつ効率的に行う観点から、大学やシンクタンク等を始めとした法人外部のリソースも活用しつつ、「専ら被保険者の利益のため」という目的に即した調査研究等に取り組む。具体的には、基本ポートフォリオに係る調査研究や、運用の多様化・高度化、サステナビリティを重視した投資活動の推進、リスク管理・内部統制機能の強化、先端技術の活用等に資する調査研究及び持続可能な開発目標(SDGs)の実現に向けた官民の活動が、長期的な被保険者の利益と、安全かつ効率的な資産運用に資することの検証等に積極的に取り組む。その際、高度専門人材を活用した法人内での体制整備、調査研究で得られたノウハウの法人内での蓄積及び人材育成の一層の推進に留

意するとともに、法人外部のリソースを活用した調査研究を実施する場合には、情報漏えい対策等を徹底する。

さらに、経営委員会の適切な関与の下、調査研究のテーマの設定、研究成果の達成目標の設定、評価、業務への活用等の調査研究業務に係るP D C Aサイクルの取組を強化する。その際、調査研究に関する費用対効果の適切な検証に努める。

3. 内部統制の一層の強化に向けた体制強化

経営委員会が策定する「内部統制の基本方針」等に基づき、内部統制等の体制の一層の強化を図る。具体的には、法令遵守・受託者責任等の徹底を図るとともに、投資原則・行動規範を遵守し、国民からより一層信頼される組織づくりを進める。そのため、他の民間金融機関等の例も参考にしつつ、経営委員会及び監査委員会並びに理事長を始めとした役職員の連携により、現行内部体制の点検を行い、早急に必要な改善策を講ずる。

年金積立金の管理及び運用に当たっては、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、慎重な専門家の注意義務及び忠実義務を踏まえ、関係法令、中期目標、中期計画及び第1の1に定める年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針等の周知及び遵守の徹底を図る。また、運用受託機関等に対して、関係法令等の遵守を徹底するよう求める。

コンプライアンスの徹底を図り、法令遵守の確保等を一層的確に実施できるよう、客観性及び専門性の高い法律専門家等を活用し、法務体制・機能の拡充・強化を進めるとともに、運用受託機関等との不適切な関係を疑われることがないよう、役職員の再就職に関するルールの徹底を図る。

4. 監査委員会の機能強化等によるガバナンス強化

(1) 監査委員会の職務の実効性確保のための体制強化

管理運用法人は、監査委員会を補佐する体制を強化するとともに、監査委員会による監査に必要な費用を手当てるなど、監査委員会がその役割を十分に発揮できるような環境の整備・改善を図る。

(2) 監査及び監視の方針

監査委員会は、監査委員会規程、監査委員会による監査及び監視の実施に関する規程並びに内部統制に関する監査委員会監査実施基準を監査の方針として位置付け、これらの方針に基づき管理運用法人の業務の監査及び監視を行う。

なお、中期計画期間中の状況変化に対応し、適切な監査を実施するために方針も隨時改正する。

(3) 監査計画の策定と計画に基づく監査の実施

監査委員会は、各年度の業務監査や会計監査の結果に基づき当該年度の監査報告を作成するとともに、次年度の監査方針として監査計画を策定して経営委員会及び執行部（以下「監査対象」という。）に示し、当該計画に沿った監査を実施する。

監査委員会は、各年度の業務監査及び会計監査の結果を監査対象にフィードバックするなど、監査対象とのコミュニケーションを図ること、監査室その他内部統制機能を所管する部署と緊密な連携を保つこと、加えて、監査委員向けの研修や連絡会議に参加す

ること等によって、そこから得られた情報・知見を監査の実施に反映するなど、監査のP D C Aサイクルを回すことによって監査の実効性を向上させる。

(4) 内部諸規定に基づく業務運営の点検

監査委員会は、業務運営が内部諸規定に基づき行われているか、業務監査を通じて確認するとともに、必要があると認めるときは、経営委員会若しくは理事長又は厚生労働大臣に対して意見を提出する。

5. 情報セキュリティ対策

情報セキュリティ管理規程に基づく情報セキュリティ対策を厳格に実施するとともに、管理運用法人における情報セキュリティ対策の有効性を評価し、当該対策が十分に機能していることの確認を日常的に行う。

なお、政府のクラウド・バイ・デフォルトの原則に従い、クラウドサービス利用における情報セキュリティ対策の高度化を行う。

また、管理運用法人の役職員のみならず管理運用法人の外部の運用受託機関等の関係機関における情報管理態勢の有効性の評価を徹底する。

6. 施設及び設備に関する計画

なし

7. 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、管理及び運用業務を効率的に実施するために、当該債務負担行為の必要性及び適切性を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。

令和2年度～令和6年度の予算

(単位:百万円)

区別	金額			計
	厚生年金勘定	国民年金勘定	総合勘定	
収入				
年金特別会計厚生年金勘定寄託金	-	-	-	-
年金特別会計国民年金勘定寄託金	-	-	-	-
厚生年金勘定より受入	-	-	32,905,001	32,905,001
国民年金勘定より受入	-	-	1,775,781	1,775,781
投資回収金	-	-	6,069,062	6,069,062
総合勘定より償還金受入	2,715,008	497,470	-	3,212,477
総合勘定より国庫納付金受入	1,607,890	1,248,695	-	2,856,585
運用収入	-	-	35,145,814	35,145,814
雑収入	-	-	875	875
総合勘定より分配金受入	32,726,815	1,698,745	-	34,425,560
計	37,049,713	3,444,909	75,896,532	116,391,154
支出				
一般管理費	-	-	6,640	6,640
業務経費	-	-	711,688	711,688
総合勘定へ繰入	32,905,001	1,775,781	-	34,680,782
投資	-	-	34,681,657	34,681,657
厚生年金勘定へ国庫納付金繰入	-	-	1,607,890	1,607,890
国民年金勘定へ国庫納付金繰入	-	-	1,248,695	1,248,695
年金特別会計厚生年金勘定納付金	1,607,890	-	-	1,607,890
年金特別会計国民年金勘定納付金	-	1,248,695	-	1,248,695
厚生年金勘定へ償還金繰入	-	-	2,715,008	2,715,008
国民年金勘定へ償還金繰入	-	-	497,470	497,470
年金特別会計厚生年金勘定寄託金償還	2,715,008	-	-	2,715,008
年金特別会計国民年金勘定寄託金償還	-	497,470	-	497,470
厚生年金勘定へ分配金繰入	-	-	32,726,815	32,726,815
国民年金勘定へ分配金繰入	-	-	1,698,745	1,698,745
計	37,227,898	3,521,946	75,894,607	116,644,451

【人件費の見積もり】

期間中総額10,235百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員給与（非常勤役員給与を除く。）並びに職員基本給、職員諸手当、時間外勤務手当に相当する範囲の費用である。

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

令和2年度～令和6年度の収支計画

(単位:百万円)

区分	金額			計
	厚生年金勘定	国民年金勘定	総合勘定	
収益の部	32,726,815	1,698,745	35,145,814	69,571,374
経常収益	-	-	35,145,814	35,145,814
資産運用収益	-	-	35,145,814	35,145,814
事業外収益	-	-	-	-
雑益	-	-	-	-
総合勘定分配金収入	32,726,815	1,698,745	-	34,425,560
費用の部	-	-	35,145,814	35,145,814
経常費用	-	-	720,253	720,253
業務経費	-	-	713,370	713,370
業務経費	-	-	709,341	709,341
賞与引当金繰入	-	-	1,994	1,994
退職給付費用	-	-	443	443
減価償却費	-	-	1,591	1,591
一般管理費	-	-	6,883	6,883
一般管理費	-	-	5,683	5,683
賞与引当金繰入	-	-	141	141
退職給付費用	-	-	810	810
減価償却費	-	-	250	250
財務費用	-	-	-	-
繰入前利益	-	-	34,425,560	34,425,560
厚生年金勘定分配金繰入	-	-	32,726,815	32,726,815
国民年金勘定分配金繰入	-	-	1,698,745	1,698,745
当期利益金（△当期損失金）	32,726,815	1,698,745	-	34,425,560

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表 3

令和2年度～令和6年度の資金計画

(単位:百万円)

区別	金額			計
	厚生年金勘定	国民年金勘定	総合勘定	
資金収入	4,322,897	1,746,164	6,788,265	12,857,327
前期よりの繰越金	-	-	-	-
業務活動による収入	4,322,897	1,746,164	6,788,265	12,857,327
年金特別会計厚生年金勘定寄託金による収入	-	-	-	-
年金特別会計国民年金勘定寄託金による収入	-	-	-	-
厚生年金勘定からの受入による収入	-	-	-	-
国民年金勘定からの受入による収入	-	-	-	-
総合勘定からの償還金の受入による収入	2,715,008	497,470	-	3,212,477
総合勘定からの国庫納付金受入による収入	1,607,890	1,248,695	-	2,856,585
投資回収金収入	-	-	6,069,062	6,069,062
運用事業収入	-	-	718,328	718,328
その他の業務収入	-	-	875	875
投資活動による収入	-	-	-	-
敷金・保証金回収による収入	-	-	-	-
財務活動による収入	-	-	-	-
資金支出	4,322,897	1,746,164	6,788,265	12,857,327
業務活動による支出	4,322,897	1,746,164	6,787,695	12,856,757
資金運用の投資による支出	-	-	875	875
一般管理費支出	-	-	6,419	6,419
業務経費支出	-	-	711,340	711,340
総合勘定への繰入による支出	-	-	-	-
厚生年金勘定への国庫納付金繰入による支出	-	-	1,607,890	1,607,890
国民年金勘定への国庫納付金繰入による支出	-	-	1,248,695	1,248,695
厚生年金勘定への償還金繰入による支出	-	-	2,715,008	2,715,008
国民年金勘定への償還金繰入による支出	-	-	497,470	497,470
寄託金償還による支出	2,715,008	497,470	-	3,212,477
国庫納付金による支出	1,607,890	1,248,695	-	2,856,585
投資活動による支出	-	-	570	570
固定資産取得による支出	-	-	570	570
敷金・保証金支払による支出	-	-	-	-
財務活動による支出	-	-	-	-
次期への繰越金	-	-	-	-

(注1) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

(注2) 投資回収金収入には寄託金償還にあてるための財投債の売却代金を含む。